

豊田市公共交通会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「豊田市公共交通会議」(以下「交通会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 交通会議は、平成17年4月1日の市町村合併を踏まえ、新豊田市の公共交通のあり方を検討し、「都市圏としての一体性の形成」、「都市と農山村の共生」、「交流人口の拡大による地域の活性化」を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 交通会議は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 豊田市の公共交通計画の検討
- (2) 広域的な基幹バスネットワークの検討
- (3) 計画の定期的な見直し
- (4) 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会(以下、「協議会」という。)を兼ね、福祉及び過疎地有償運送に関する協議・検討
- (5) その他豊田市の公共交通の利用促進に関すること

(委員)

第4条 交通会議の委員は、別表1に掲げるものとする。

- 2 福祉有償運送に係る協議・検討の際の臨時委員は、別表2に掲げるものとする。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、荻野弘 豊田工業高等専門学校環境都市工学科 教授 とする。
- 3 副会長は、会員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 交通会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長不在のとき会長の指示により議長を務める。

(会議)

第 7 条 会長は、必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させることができる。

(事務)

第 8 条 交通会議及び協議会の運営に係る事務は、豊田市 都市整備部 交通政策課で行う。

2 福祉有償運送に係る事務は、豊田市福祉保健部障害福祉課で行う。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか交通会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 1 7 年 8 月 2 9 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 1 7 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 1 8 年 2 月 2 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 1 8 年 5 月 3 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日から施行する。

豊田市公共交通会議 委員名簿

平成18年12月14日現在

氏名は敬称略

別表1

氏名	団体、部署名、役職
荻野 弘	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
野田 宏治	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
山本 慎治	豊田市区長会 会計
正木 恒男	豊田市老人クラブ連合会 第2事業部長
新田 都子	豊田市消費者グループ連絡会 会長
安藤 寿昭	豊田市PTA連絡協議会推薦
藪押 光市	豊田商工会議所 総務企画部 次長
平岩 博	豊田市社会福祉協議会 事務局長
本田 ・広	名古屋鉄道(株) 東部支配人
梶原 雅一郎	愛知環状鉄道(株) 運輸部 管理課長
鈴木 和洋	名鉄バス(株) 豊田営業所 営業所長
岸本 康典	愛知県タクシー協会 豊田支部 支部長
田中 昇	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
福本 充	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 工務課長
水谷 哲士	愛知県 地域振興部 交通対策課長
鈴木 實	愛知県 豊田加茂建設事務所 維持管理課長
大山 明夫	愛知県 豊田加茂建設事務所 足助支所 管理課長
石田 裕則	愛知県警察 豊田警察署 交通課長
服部 孝文	愛知県警察 足助警察署 交通課長
小野田 武文	豊田市 都市整備部長
事務局	豊田市 都市整備部 交通政策課

別表2

氏名	団体、部署名、役職
濱田 広美	想定される有償運送の利用者
星沢 康子	想定される有償運送の利用者
佐藤 健次	想定される有償運送の利用者
加藤 水竹	バス、タクシー等関係交通機関運転者
佐々木 和久	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
鈴木 吉成	豊田市 福祉保健部長